

鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市中学校文化連盟（以下「連盟」という。）に所属する中学校が全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助し、文化活動の充実・発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、連盟とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が行う別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる経費の額とする。

(補助金の交付等)

第6条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額に同表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市中学校文化活動派遣事業実施計画（報告）書（様式第1号）
- (2) 鳥取市中学校文化活動派遣事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 大会内容が分かる開催要項等

2 本補助金の交付申請は、補助事業の区分ごとに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日と本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市中学校文化活動派遣事業実施計画（報告）書（様式第1号）

- (2) 鳥取市中学校文化活動派遣事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 大会に参加した生徒の名簿
- (4) 補助対象経費の支出金額が分かる証憑書類

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第11条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助率	4 備考
全日本吹奏楽コンクール派遣事業	全日本吹奏楽コンクール中国大会又は同コンクール全国大会への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費	2分の1	補助対象経費のうち交通費及び宿泊費については、職員等の旅費に関する条例（昭和46年鳥取市条例第3号）の規定により算定した額を上限とする。
全国中学校総合文化祭派遣事業	全国中学校総合文化祭への生徒の派遣に要する経費のうち、交通費、宿泊費、楽器等運搬費	3分の1	

年度鳥取市中学校文化活動派遣事業実施計画（報告）書

事業の概要

事業名	
事業目的 及び目標	
事業内容	
事業効果	
実施時期 及び日程	年 月 日 から 年 月 日 まで

※事業実施後の効果は、具体的に記入すること。

様式第2号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市中学校文化活動派遣事業収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金について、鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類